

参考資料 5

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言の概要 (平成23年8月30日)

▶ 骨格提言の基礎となった2指針

①障害者権利条約 ②基本合意文書(国・障害者自立支援法訴訟原告間)

▶ 新法が目指すべき6ポイント

①障害のない市民との平等と公平 ②谷間や空白の解消(障害の種別間の谷間や制度間の谷間の解消) ③格差の是正(地方自治体間の限度を超えるような合理性を欠く格差の是正) ④放置できない社会問題の解決(精神障害者の社会的入院の解消等地域での支援体制の確立) ⑤本人のニーズにあった支援サービス(個々の障害とニーズを尊重した支援) ⑥安定した予算の確保

I 障害者総合福祉法の骨格提言

1 法の理念・目的・範囲

・障害者の支援を法的権利として総合的に保障し、差異と多様性が尊重される共生社会の実現を目指す。

2 障害(者)の範囲

・障害者基本法に定める障害者の範囲と同一(社会モデル)

3 選択と決定(支給決定)

・障害者の意向や望む暮らしが実現できるよう必要な支援の種類と量の確保を基本とした支給決定

4 支援(サービス)体系

・地域生活が可能となるような支援体系として、全国共通の仕組みの支援(就労、日中活動、居住、施設入所支援、個別生活支援等9種類)と地域の実情に応じた支援(市町村独自支援)の2本立て

5 地域移行

・すべての障害者は、地域で暮らす権利を有し、障害の程度や状況、支援の量等に関わらず、地域移行の対象

6 地域生活の資源整備

・国は、障害者が地域生活を営む上で必要な社会資源を整備するための「地域基盤整備10ヵ年戦略」を策定。県・市町村は、これに基づき障害福祉計画等において数値目標を設定

7 利用者負担

・障害に伴う必要な支援は、原則無償。ただし、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8 相談支援

・障害に関するあらゆる相談に幅広く対応できるよう、人材育成及び個別制度の枠を越えた各種の相談が統合された相談体系を作ることを目指す。

9 権利擁護

・障害者の各生活領域における苦情や差別、虐待その他の人権侵害から権利を擁護し、救済を図る体制を整備

10 報酬と人材確保

・障害者の自立した地域生活を営む基本的権利を保障するため、必要なサービスが確保されるよう、適正な事業報酬と必要な人材を確保

II 障害者総合福祉法の制定と実施への道程

- 1 障害者自立支援法の事業体系への移行問題
 - ・ 障害者自立支援法以前の体系から障害者自立支援法の体系への移行期限（H24.3.31）までに移行できない事業所への支援継続が必要
- 2 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題
 - ・ 市町村・都道府県の意見を踏まえた十分な調整
 - ・ 利用者負担の低所得者等への配慮
 - ・ サービス確保のための各種の財政的配慮
 - ・ 実態調査や試行事業の実施 等
- 3 障害者総合福祉法の円滑な実施
 - ・ 総合福祉法の円滑な実施のため、基金を創設し、移行支援等の事業を実施
- 4 財政のあり方
 - ・ OECD加盟国並みの水準の予算を確保すること
 - ・ 地域間格差の是正
 - ・ 一般施策での予算化
 - ・ 予算規模の拡充 等

III 関連する他の法律や分野との関係

- 1 医療
 - ・ 障害者に対する医療は、疾病に対する治療のための医療とは異なり、日常生活を支える不可欠のサービスとして、保健、福祉、生活支援のサービスと有機的連携を確保しつつ提供されるべき。
 - ・ 自立支援医療のみならず、様々な医療費公費負担制度（地方単独事業を含む。）に基づく負担軽減の仕組みを総合的に検討することが必要
 - ・ 障害者（重度障害児、難病、精神、発達障害）の地域生活を支える医療体制の確立・整備 等
- 2 障害児
 - ・ 一般児童施策の中で障害児支援を行うことができるような制度設計が必要
 - ・ 地域の身近な場所での相談支援体制の整備
- 3 労働と雇用
 - ・ 障害者雇用率による量だけでなく、他の者と平等な雇用条件、昇給・昇進、希望職種・業務の充足など質としての雇用を確保
 - ・ 障害者雇用・就労に係る労働施策と福祉施策を一体的に展開するための体制の整備

《参考》今後のスケジュール

24年に「障害者総合福祉法案（仮称）」の提出、25年8月までの施行を目指す。